

第6章

私立学校の振興

総論

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校で9割以上となっており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。また、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、各私立学校には、多様化する国民のニーズ（需要）に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって質・量両面にわたって重要な役割を果たしています。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画において「私立学校の振興」を基本施策の一つとして掲げるなど、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、①教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助、②日本私立学校振興・共済事業団における貸付け、③税制上の優遇措置、④学校法人に対する経営支援をはじめとする振興方策を講じて一層の充実に努めています。

各私立学校においては、それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請に応える個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第1節 私立学校に対する助成

1 私立大学等に対する助成

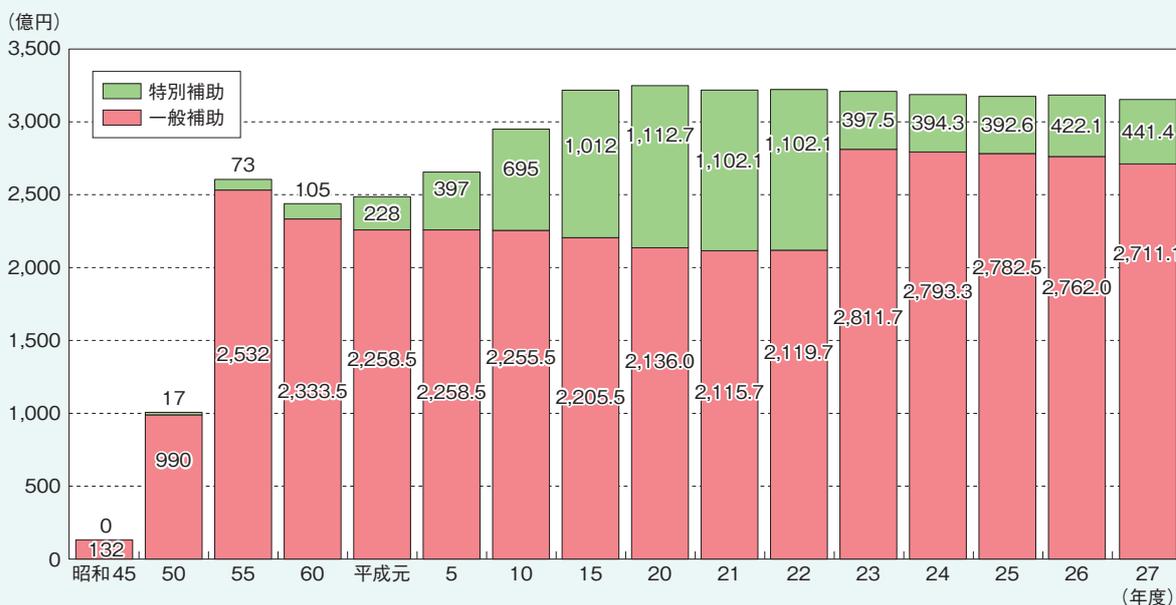
(1) 経常費に対する補助

文部科学省は、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費（教職員の給与費、教育研究経費など）に対して補助を行っており、平成27年度予算では、約3,153億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」と「特別補助」があり、27年度は、各大学等の機動的な対応や責任ある運営を促進する観点から、一般補助の割合を約86%にしています（[図表 2-6-1](#)）。

図表 2-6-1 私立大学等経常費補助金予算額の推移

単位：億円

年度	昭和45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,136.0	2,115.7	2,119.7	2,811.7	2,793.3	2,782.5	2,762.0	2,711.1
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,112.7	1,102.1	1,102.1	397.5	394.3	392.6	422.1	441.4
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5



一般補助の配分に当たっては、①学生定員の管理状況、②専任教員一人当たりの学生数、③学生納付金の教育研究経費への還元状況、④教育情報、財務情報の公表の状況など、教育条件や財政などの客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。

特別補助は、各大学等における特色ある教育研究などを対象にし、その取組を支援しています。平成27年度には、2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置付け、大学内・大学間のスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る私立大学等への重点的な支援を行なう「私立大学等経営強化集中支援事業」を新設しました。その他、授業料減免等の充実を図る取組等を支援しています。

また、「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援しています。

(2) 施設・設備等の整備に対する補助

私立大学等が実施する施設・設備等の整備については、次のような補助を行っています。

- ①各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対して施設等整備費と研究費を総合的に補助（「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」）
- ②私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、施設・装置の整備を補助（「私立大学等改革総合支援事業」）
- ③教育や学術研究に必要な機器の整備及び低炭素社会の実現に向けた施設整備に対する補助
- ④校舎などの耐震改築及び耐震補強工事（非構造部材の耐震対策工事を含む。）、防災機能強化のための工事に対する補助や、アスベスト対策工事及びバリアフリー化工事に対する補助

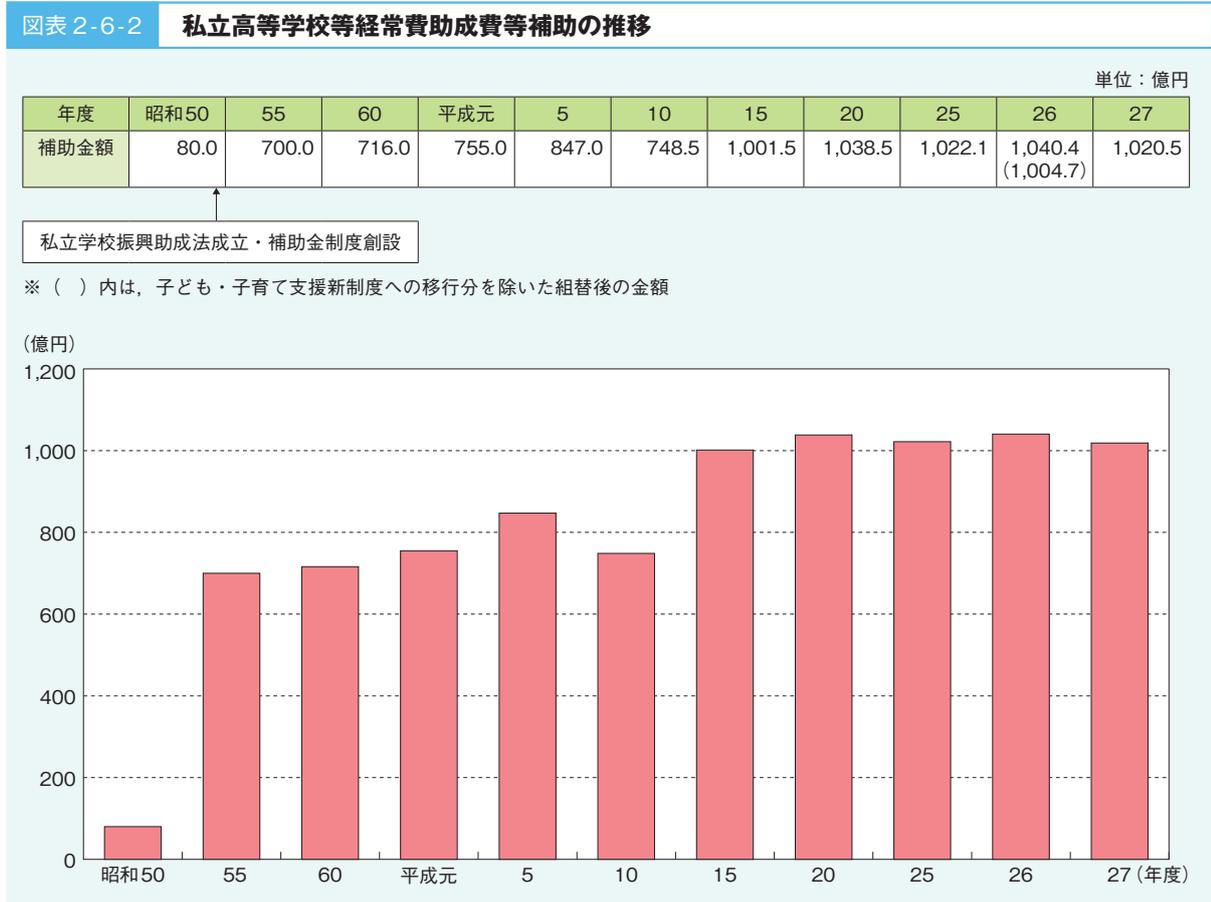
平成27年度予算では、これらの事業に対して約86億円を計上したほか、27年11月26日に政府の一億総活躍国民会議において取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、補正予算において大学等の耐震化のために約17億円を計上しました。

さらに、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」として平成27年度は46億円を計上しました（私立大学等改革総合支援事業において実施）。

2 私立高等学校等に対する助成

(1) 経常費助成費等に対する補助

私立の高等学校，中等教育学校，中学校，小学校，幼稚園及び特別支援学校の運営のために必要となる経常的経費については都道府県が助成しており，初等中等教育の全国的水準の維持向上のため，都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また，都道府県に対して地方交付税措置が講じられています（図表2-6-2）。



平成27年度予算では、約1,020億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、英語をはじめとする外国語教育の強化，教育相談体制の整備などへの支援拡充，私立幼稚園における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援など，私立学校の特色ある取組を支援しています。

(2) 施設・設備の整備に対する補助

校舎施設の機能をより高めることを目的として私立学校が実施する施設整備を補助しています。具体的には、

- ①耐震改築及び耐震補強（非構造部材の耐震対策工事を含む。）など施設の防災機能強化・安全機能強化のための施設整備（平成20年の「地震防災対策特別措置法」の改正を踏まえ、地震による倒壊の危険性が高い（Is値*10.3未満）学校施設の耐震改修については、補助率を3分の1から2分の1に引き上げています。）
- ②低炭素社会の実現に向けて環境へ配慮した施設づくりのための施設整備
- ③校内LAN，施設のバリアフリー化など教育内容・方法の改善を目的とした施設整備などに対する補助を行っています。平成27年度には，これらの取組に対して約81億円の予算を計上したほか，「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（27年11月26日）を受けて，補正予算において，私立高等学校等の耐震化のために27億円を計上しました。

また，私立高等学校等におけるコンピュータなどのIT教育設備の購入に要する経費の一部を補助する「私立高等学校等IT教育設備整備推進事業」を実施しており，平成27年度は約10億円の予算を計上しました。

（3）教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため，一般財団法人日本私学教育研究所が実施する，私立高等学校などの初任者研修事業や10年経験者研修事業などに要する経費の一部を補助しており，平成27年度は約2千万円の予算を計上しました。

3 私立学校施設高度化推進事業

私立学校施設の高度化・近代化を計画的に推進し，教育研究条件の充実向上を図るため，日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される，築30年以上の老朽校舎や危険建物と認定された旧耐震基準の学校施設（昭和56年以前の建物）の建て替え整備事業，私立大学病院の建て替え整備事業について利子助成を行っています。平成27年度は約16億円の予算を計上しました。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省では，専修学校がその柔軟な制度の下で，社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育，専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため，様々な施策を実施しています。

具体的には，教育装置・情報処理関係設備の整備，学校施設や非構造部材の耐震化工事等，専修学校における教育環境の充実や安全・安心な学校施設の整備に要する経費の一部を補助しています。また，専修学校教員の資質向上を図るため，一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修事業等に要する経費の一部を補助しています。さらに，専修学校等が産業界等と協働して，産業界の人材ニーズに対応した専門人材養成をするための教育プログラムの開発・実証等を委託するなど，専修学校教育の一層の振興を図っています。

*1 Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）。建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）において，Is値が0.3未満の建物は地震によって倒壊または崩壊する危険性が高いとされている。

第2節 私立学校振興方策の充実

1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを私立大学等を設置している学校法人に交付しており、平成27年度は約3,150億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しており、特に耐震改築事業及び耐震改修事業に対しては通常の融資よりも有利な条件での長期低利融資を平成27年度まで実施しています。

学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しています。この業務の一環として、理事長・学長等を対象としたリーダーズセミナーや将来学校運営の中核を担う若手職員を対象としたスタッフセミナーを開催しています。

また、私立学校教職員のための共済業務としては、①私立学校教職員共済制度の加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の高齢・退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う厚生年金保険給付事業及び退職等年金給付事業、③加入者の病気の予防等に係る健診事業、病院や宿泊施設の運営、加入者を対象とした資金の貸付けや、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

2 私立学校に関する税制

私立学校教育の振興や学校法人の公益性の観点から、種々の税制上の優遇措置が講じられています。

私立学校を設置する学校法人については、収益事業を行う場合を除き、法人税・事業税等は非課税とされ、収益事業から生ずる所得についても、法人税は軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。

また、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人に対して個人が寄附を行った場合、各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて決定される額を控除する所得控除が認められ、法人が寄附を行った場合には、一般の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。

さらに、平成23年度税制改正によって、従来の所得控除に加えて、寄附実績等に係る一定の要件を満たした学校法人への個人寄附については、寄附金額の約4割の税額控除が認められています。税額控除は、寄附者にとって、所得や寄附金額の多寡にかかわらず減税効果は一定であるため、学校法人にとっても、より幅広い関係者から小口の寄附金を期待することができます。27年度税制改正においては、学校法人の運営する学校の収容定員に応じて、28年度税制改正においては、学校法人の事業規模に応じて、それぞれ当該要件が緩和されました。

平成27年度末時点で、文部科学大臣所轄学校法人のうち、335法人（50.1%）が税額控除対象法人の証明を受けています。

文部科学省では、これらの寄附税制の一層の定着を図るとともに、私立学校における経営基盤の強化の促進に努めています。

また、一定の要件を満たす学校法人に対して、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。加えて、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に対して贈与等する場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は贈与等がなかったものとみなして、所得税を非課税とする特例が設けられています。

各私立学校においては、これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を進めることが期待されています。

3 学校法人制度の充実

(1) 学校法人に対する経営支援の充実

平成27年度における入学定員の充足状況を見ると、入学定員の8割を満たしている私立大学は465校(80.3%)、私立短期大学は225校(71.4%)であり、入学者が入学定員の半分以上である私立大学は13校(2.2%)、私立短期大学は9校(2.9%)となっています。

また、平成26年度決算において、学納金、寄付金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人(大学を持つ学校法人)は32.7%となっています。

18歳人口の減少等、学校法人を取り巻く経営環境は全体として厳しい状況が続いている中で、各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。文部科学省は、各学校法人の状況を適切に把握し、経営上の課題を抱える学校法人の早期の経営判断を促進できるよう、必要に応じて日本私立学校振興・共済事業団と連携しながら経営相談・支援の充実を図っています。

加えて、社会に対する説明責任を果たす上で財務情報の公開は重要であり、学校法人は、近年積極的に取り組んでいます。平成27年度においては、665法人(99.8%)が財務情報をウェブサイトで公開しています*²。

(2) 運営上重大な問題のある学校法人への対応

近年、運営が極めて不適切な学校法人に対して、解散を命じざるを得ないような事案が発生するなど、学校法人をめぐる重大な問題が生じてきており、こうした課題に対して、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備する必要があります。

このため、著しく重大な問題を抱える学校法人への対応について、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月報告)も踏まえ、運営上重大な問題のある学校法人に対する必要な措置の命令など、解散命令に至るまでの間の段階的な措置を整備するために、私立学校法を改正しました(26年4月2日公布・施行)。

(3) 学校法人における会計処理等の適正確保に向けた取組

昨今、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者から徴収している教材費等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。これを受け、文部科学大臣所轄学校法人を対象に、学校法人や私立学校の諸活動に対して、関係者(在学生、保護者、取引業者、一般利用者等)から支払われる金銭や関

*² 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1355974

係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施しました。調査結果を踏まえ、各学校法人に対し「学校法人における会計処理等の適正確保について」(平成27年12月24日付け 高等教育局私学部参事官通知)を発出し、会計処理の適正確保を求めました^{*3}。

*3 通知等については参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1365402